

公益財団法人神戸市産業振興財団 Biz Search KOBE 掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人神戸市産業振興財団（以下「産振財団」という。）がインターネット上に公開している Biz Search KOBE への企業情報掲載を適正に行うため、公益財団法人神戸市産業振興財団 Biz Search KOBE 掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく企業情報の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の基準)

第2条 要綱第4条で定めるもののほか、企業情報が次の各号に該当する場合は、企業情報掲載を認めないものとする。

- (1) 事業者以外の製品、商品、サービスとなるもの
- (2) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (3) 産振財団が推奨しているかのような誤解を招くおそれがあるもの、あたかも産振財団ホームページの一部であるような誤解を与えるおそれがあるもの
- (4) 社会問題を起こしている業種や事業者のもの
- (5) その他、掲載するのに適当でないと産振財団が判断したもの

(企業情報の禁止表現)

第3条 要綱第5条の規定による禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、その企業情報は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意志に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (3) 実際には機能しないもの
- (4) その他企業情報の表現として適当でないと産振財団が認めるもの

(審査)

第4条 要綱第9条第1項の規定による審査は、書類の合議をもって行うことができる。

附則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。